

第7日

令和6年2月28日（水）

午前10時55分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番渡辺毅議員の質問を許可します。4番渡辺毅議員。

（4番渡辺 毅君登壇）

○4番（渡辺 毅君） 議場にお越しの市民の皆様、インターネットを通して視聴しておられる皆様、おはようございます。4番議員の渡辺毅でございます。年が明けて最初の議会でございます。この2024年は、正月早々能登半島の震災、航空機の事故、北九州での大規模の火災が立て続けに発生いたしました。朝倉市内にも御親戚、友人、知人が被災された方がいらっしゃると思います。被災された方、関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

その被災者の中に、平成27年に朝倉市杷木に自主文化事業の講師として来られた高野誠鮮住職がおられます。高野住職は、石川県羽咋市の御自身の寺院にて大きな地震が来た瞬間に「備えよ」という天の声を聞き、南海トラフ巨大地震に備えなければならないと悟ったと述べておられます。私はその話を聞き、南海トラフ地震と台湾有事に備えなければならないと感じました。台湾をめぐる危機が6年以内に顕在化する恐れがある。これは、今から3年前の2021年3月に、当時のアメリカ、インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官が、アメリカの議会上院軍事委員会の公聴会で発した警告です。そのときから3年が経過し、3年以内に台湾有事が起こることが懸念されております。南海トラフ巨大地震、台湾有事が起こったならば、九州に、そしてこの朝倉市にどのような影響が及ぶのか、しっかり検証し、対応策を確立しなければなりません。

こうした中、朝倉市では朝倉市社会福祉協議会主催で、去る2月10日に災害時における地域力向上研修が行われました。災害時を想定し、危機意識を共有するすばらしい研修会でした。

平成29年九州北部豪雨の被災から7年しかたっていないこともあり、当時最前線で力を尽くしてこられた方が、今もなお地域や各機関のリーダーとして活躍しておられます。非常時に起こることを想定し、日頃から訓練やきめの細かいネットワークづくりが重要であると考えます。

今回の一般質問では、見守りネットワークの充実について、介護保険制度のスムーズな運用について、質問してまいります。

続きの質問は、質問席より行います。

（4番渡辺 毅君降壇）

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員。

○4番（渡辺 毅君） 見守りネットワークの充実について。まずは関係機関との連携に

ついてであります、昨年度の一般質問でも取り上げられていましたので、議事録に目を通しました。そのときの説明と大筋で変わらないかもしれませんが、見守りネットワークの活動状況につきまして、現在の状況をお尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 見守り支援ネットワーク協議会のことでよろしいでしょうか。

朝倉市要援護者見守り支援ネットワーク協議会は、行政機関、公安機関、商工会、商工会議所、法務局、介護保険事業所、社会福祉協議会、福祉関連団体、地域団体、地域包括支援センターなど22の関係機関で構成されておりまして、その構成機関がそれぞれの立場で要援護者の見守り支援を行っております。

年1回の協議会では、高齢者や障がい者等の災害時の避難支援を含めた日頃の見守り支援に関し、各機関で実施されている取組や課題等について協議を行っております。一人の要援護者に他方面から見守りのネット、網をかけることにより、日常の見守りから異変を発見したときに気づく機会を多くすることができます。そのため、協議会は関係機関の情報交換の場と捉えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 昨年の議事録にあったんですが、22の機関が一堂に会して情報共有する場を設けると、それを年に1回開催しておるということでしたけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） それでよろしいです。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そして、去年の議事録の中には6,500名の要援護者がいらっしゃるということでしたが、今年は先ほどの一般質問にありましたが、6,700名ほどの要援護者がいるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 地域包括見守りシステムというのがありまして、それに登録しておりますシステム登録要配慮者、要援護者は、1万1,919人でございます。その対象者は75歳以上の人、また身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている人、要介護認定を受けている人、援護を必要とする65歳以上の高齢者及び障がい者等、実態把握によります対象者となっております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 市が、今、述べられました1万一千何名の方の中で、高齢者75歳以上のみの世帯の者という項目が、避難行動要支援者名簿の作成の要件該当者の中に項目が一つありますけれども、その75歳以上のみの世帯の方であっても、元気に自立した生活

を行われている方は多数いらっしゃると思いますが、先ほど述べられた1万一千何百人の中で要支援も要介護も受けておられない75歳以上の対象の方は何人いらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 75歳以上の高齢者で、要支援、要介護認定を受けていない方ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）朝倉市の75歳以上の人口は、令和5年11月末現在で9,702人、要支援、要介護認定者は2,899人でございます。75歳以上で、要支援、要介護認定を受けていない方は6,803人でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 確かな見守りネットワークの構築には、自立した生活を送っている状態から、年を重ねて要支援、要介護の段階に移行する際に、正確に状況を把握して、いかに的確にキャッチできるかが、大きなポイントになると思います。今までは自立した生活をされていた方の中で、注意して見守らないといけないと市が認識するケースがあると思います。例えばいわゆるごみ屋敷の相談や徘徊者の相談など、特に注意すべき事案が発生した場合は、どのように市は対応しているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 要支援、要介護認定を受けていられなくて、介護までは必要ないけれども、生活する上で何らかの支援が必要と思われる方がいらっしゃるかと思いますけれども、把握方法についてはそれぞれの立場で異なりますが、何らかに関わる中で気になる方について、例えば地域包括支援センターにおいては、相談経路は本人であったり、家族、民生委員、地域住民、ケアマネジャー等さまざまございますけれども、相談を受けましたら、本人の状況を確認した上で必要な支援やサービスにつないでおります。その経過の中で必要な支援につながらないなど、支援が困難なケースでは、地域包括支援センターの内部だけではなく、必要な支援機関と連携して対応しております。例えば、地域の見守りが必要な場合は民生委員、要介護認定を受けている場合はケアマネジャー、生活困窮があれば福祉事務所の困りごと相談や、社会福祉協議会など。また、認知症で行方不明になったことがある場合などはSOSネットワーク事業など。それとか警察につなぐなど、その状況に応じて対応しているところでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 見守り訪問活動につきましては、民生委員の方々がまずは頭に浮かびますが、地域包括支援センターの職員のほうが、民生委員の方よりも深く要援護者と関わるという認識でよろしいでしょうか。そして、連携や情報共有は適切にされているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 先ほど議員がおっしゃられました、民生委員と包括はど

ちらが深く関わっているかという点については、それについてはどちらがということではなく、民生委員さんは地域の方の近くにいらっしゃる一番の近くの方だと思っておりますし、御相談があれば包括支援センターが訪問したりとか、そういったことになっていると思います。地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口となっておりまして、本人、家族、民生委員、地域住民、ケアマネジャー、医療機関などから相談を受けた方について、相談支援を行っております。民生委員は一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの訪問を通じまして、支援が必要な方の把握を行っているところでございます。

地域包括支援センターと民生委員の連携につきましては、地域包括支援センターでは、職員が各地区の民生委員定例会に定期的に参加をしたり、定例会に併せて情報共有の場を設けたりしております。その中で必要に応じて民生委員から相談があり、また逆に民生委員に尋ねることもございます。顔の見える関係をつくることで直接個別の相談があり、一緒に対応することもございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 地域包括支援センターが、地域の高齢者のための要の拠点であるということだと思います。昨年の一般質問でも地域包括支援センターの役割について質問がありました。市内には3つの地域包括支援センターがあり、それぞれに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員らを配置しており、主に4つの業務を行っているほか、高齢者の実態把握業務を行っているということでした。そこでお尋ねしますが、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員それぞれがどの業務を行うのか、そして一人が何名の方を受け持つのか、説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） センターには先ほど議員がおっしゃられたように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3職種を配置しておりまして、それと各センターに管理者1名をおいて4名の体制となっております。また実態把握も議員がおっしゃられましたように実施をしております。それぞれの専門職はおりますけれども、一人のケースにつきまして、どの方がどれを担当するというのではなく、それぞれの専門の立場から関わっていくということになっております。それから一人の職員で何人の方を担当しているのかという問いでございますけれども、65歳以上の高齢者は朝倉市内には約1万8,000人いらっしゃいまして、一人の職員が何人の高齢者を受け持つということではございませんで、相談を受けて対応していくという形となっております。ちなみに令和4年度の相談件数を申しますと、実相談件数が1,008人、延べ相談件数が4,302人でございます。相談業務のほかに実態把握業務を行っておりまして、そちらの実績としましては、令和4年度は、1,404件の実態把握を行っております。また要支援1、2及び事業対象者のケアマネジメント業務では、3,110件のケアプランを作成しております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 受け持つ人数は決まっているわけではないということと、それぞれの専門職が専門を生かして担当しているということが分かりました。高齢者の身体の状態は、個人差はもちろんありますが、一、二か月の間に大きく変わるケースがあります。一、二か月前は両足で立って歩いていた方が、今は手すりや物につかまらなると不安定で歩けないといった状況は、決して珍しいことではありません。先ほどからお尋ねしてきた確かな見守りネットワークの構築には、高齢者の実態把握業務を行う社会福祉士、あるいはケアマネ、あるいは介護士、包括職員の方が重要な役割を担うといえます。

こうした中、昨年末、市内のある地域で孤独死が発生しました。亡くなられたAさんは活動的に外出する日々を送っていたのですが、一日二日とAさんを見かけなくなった近所の方が関係者に連絡し、自宅で亡くなられていたのが発覚しました。Aさんの自宅はAさんが亡くなる前からいわゆるごみ屋敷と化しており、Aさんが亡くなられた後に分かったことですが、驚いたことにAさんは、布団でまともに眠られる環境にはありませんでした。ここでお尋ねしますが、市内の見守り対象の方が、布団でまともに眠られていない生活をしていることを、市が知ったときにはどのように対応しますか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 相談支援が必要な方につきましては、地域包括支援センター、市、地域住民、それから関係者と情報を共有しまして、その方の状態をできるだけ把握するように努めております。認知機能の低下が疑われる場合においては、専門医の受診を進めるとともに、介護サービスの利用が必要と思われる場合には、介護保険の認定申請につないでおります。また支援が必要と思われる場合でも、本人や家族の拒否があれば、権利擁護支援も本人の意思決定との関係で、難しい場面もございます。本人の自己決定を否定したり、強制的にサービスや支援を行うことはできませんので、支援を行う者としては、それぞれの立場で常に見守りを行いながら、本人と良好な関係を構築することにまずは努めまして、タイミングを見ながら関わっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の御答弁ですと、様々な事情があつて、見守りの対象の方から拒否されて、正確に調査ができないケースがあるという内容だったと思います。そこを、正確な調査をできて、本人が布団でまともに寝ていない生活をしているというその事実が確認できたら、市はどういう対応を取るのでしょうかという質問であります。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） いろんな状況の方がいらっしゃると思います。その状況に応じて、御本人様とお話をしながら、サービスの利用ですとか、こういう方法があるんじゃないかというような提案はしていきます。その上で御本人様が納得いただいて、できる方法を選択する中で、その中で支援を進めていくように努めております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 私は、決して関係者の方を責めているわけではありません。恥ずかしながら私も生前から亡くなられたAさんの状況を知る当事者の一人です。私が5年前の選挙に落選した後、Aさんの近所の方から、ごみ屋敷と化しているAさん宅は何とかならないかと相談を受けておりました。そのとき私は落選中の身であるし、相談してきた方は、市には相談しているということであつたし、何よりもAさんが怠けているためにごみ屋敷としてしまっていると私は判断し、それ以上何もしませんでした。というのも、Aさんとは会話が成立し、認知機能は全く問題ないと思われたからです。実はAさんは怠けているわけではなく、認知状態が悪くて自身の衣類を洗濯する能力がありませんでした。Aさんの御存命時に片づけのボランティアをされたBさんに、「洗濯しきらんとですよ」とAさんは本音をこぼしておられます。Aさん宅には洗濯機が2つありました。1つの洗濯機を使うことができなかったために、新たに洗濯機を購入したものと思われまふ。結局Aさんは洗濯ができずに、次から次に新しく購入した下着を身につけていたようです。そしてAさんは裕福なわけではなく、関東にいる親戚から仕送りをしてもらって食いつないでおりました。私が申し上げたいのは、長年担当してきた地域包括支援センターの職員がつかめなかったことを、ごく短期間でボランティアで片づけに入ったBさんは、より正確に実態をつかめているということでもあります。Bさんは最近御家族を亡くされ一人暮らしになったために、Aさんの置かれている境遇が自分と重なり、何とか力になりたいという思いでAさんと接するうちに、Aさんが心を開いて胸の内を話されたのかもしれない。もう一つ申し上げたいのは、見守り対象の方の生活の実態が周りから見た目とは違う場合があるということです。私が本日、わざわざ生々しい話を議場に持ち出しましたのは、今後市内の高齢化に拍車がかかる中で、今回のAさんのように実態が正確に把握されないまま、孤独死に至るケースを増やさないための手立てを講じる必要があるという強い思いからであります。

そこで、高齢者の実態把握業務をより確かなものとするために提案したいことがあります。まずは、この実態把握票についてですが、こちらですね、A4サイズの古くから包括の職員さんが使っているものだと思います。この実態把握票は見守りネットワークの要になるものだと思います。地域の見守り対象の方の生活状況を詳しく客観的に把握し、見守り対象の方が必要なときに、介護サービスなどの次の専門家につなげるための重要なツールであると思います。ですから、この実態把握票を正確に取ることに予算を重点的に充ててはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 地域包括支援センターと、それから市の介護サービス課では、システムを共有しております、相談内容や対応について記録を行っております。今、議員が申されました実態把握を包括支援センターの職員がされた場合も、そういったシステムのほうに情報を入れまして、共有して行っているところでございます。また相談

とかケースにつきましては、1回で終了する場合もございますけれども、長期に関わりが必要になる場合もございます。特に支援が困難な場合においては、包括支援センター内で情報を共有し、その対応について検討しておりますし、また月に1回、市と地域包括支援センターの職員と連絡会議を開催しております。また包括の職員、それから市の包括に関わる職員についても、研修等も実施して研さんしているところでございます。そしてまた困難事例につきましては、月に1回の会議ではなく、その都度介護サービス課のほうに包括の職員、それからその方に関わる包括の職員だけではなく、例えば介護のほうの何かサービスを受けている方であれば、そういったその事業所の方の職員、そういった方も集まりまして、困難事例については、その都度関係者会議を行っているところでございます。ですので、実態把握の先ほど調査票のほうの御提案をいただきましたけれども、それについては、見直すべきところは見直したいと思いますけれども、対応としましては、先ほど申し上げましたように、包括支援センターと市との連携したシステムを構築しておりますし、会議も都度都度やっております、困難ケースについてはやっているところでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） この実態把握の票ですけれども、これは一度取った後に、先ほども申し上げましたけれども、見守り対象の方の身体状況とか状況が変わりやすいものですから、定期的に毎年とか、特に見守りを注意深くしなければならぬ方については取ったほうがいいと思うんです。ところが現場の声を聞くと、やはりこれを取るために下手をすると5回、6回足を運ばないと取れないということも聞いております。ですから、やはりこれ重要なツールだと思うんですけど、これを例えば1枚取ったら報酬幾ら出しますみたいな感じで、簡単ですけれどもそういうふうに予算づけができないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） 実態把握につきましては、地域包括支援センターの委託業務とは別に、実態把握1件につき幾らということで契約をしております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それでは、積極的に活用していくように期待しております。それから人員についてなんですけれども、以前の議会のやり取りで、地域包括支援センターの業務が多忙ですから人員の配置ができないかというのがありましたが、なかなか簡単にはいかないというような答弁がありました。その上でちょっと考えたんですけれども、簡単に増員ができないのであれば、別の案といたしまして、先ほどの実態把握票のシステムを共有していて、市のほうでも状況を把握しているということでもございました。であれば、市の担当部署の方が、特にやはり注意をしなければならぬ方を認識して、市の職員が包括の職員と、例えば同行して別の視点で実態把握を行うということです。これはなぜかとい

うと、先ほど例を出したAさんとボランティアで入ったBさんの関係のように、長年対応していた職員と別の視点を持ったBさんが入って、新たな情報が得られたというケースがありました。ですから別の方が現場に入っていくことで、別の視点から見た別の実態をつかめるのではないかとという提案でございます。市は業務委託をしている責任がある立場として、実態把握業務のための職員を、他の職と兼務してでも充てれば良いと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） 実態把握業務について、今現在は包括支援センターに委託をしております。包括支援センターの職員がその実態把握を行っておりますが、さらに市の職員が同じ方に訪問をするということでしょうか。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そうです、そのとおりで、同時に行ったほうが良いと思うんですけど、別の視点を持った方が回ったほうが、より正確に実態が把握、つかめると思いますので、そのように提案しております。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 実態把握を行います中で、支援につなげたほうがよいであろうという方については、包括のほうから市のほうにも情報をいただくことになっていると思いますけれども、そういった形であったり、ほかからいただいた情報などで、包括と一緒に市の職員が必要に応じて訪問したりというのは現在もございます。ケース・バイ・ケースでやっている分はございます。それを業務委託の形態を変えてやるかどうかについては、費用対効果等も考えながら、今後考えていきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 私が申し上げたいのは、実態把握票がこれが見守りのための非常に重要なツールであると思っておりますので、これが毎年更新されていないけれども行っているようであると。市が認識すれば、どうしているのかなと心配な思いがあると思うので、そういうところには行って状況を確認するというところでございます。いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） 実態把握を基本的には年1回行っているということですが、内容について全く同じ場合もございますし、当然状況が1年前とは変わっているというようなこともあると思います。その時々に応じて、その内容については更新をしております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 申し上げたいのは、一例ですけれども、5年前は認知機能に問題がないとっていて、ところが実際は洗濯ができないような状況になっているケースがあ

りました。布団で寝られていないようなケースがありました。ですから問題ないと思っていても、どこに問題がないか分からないけれども、そこを30件、40件とサンプル抽出で回することで、もうちょっと調書をこう取ったほうがいいんじゃないでしょうかとか、あるいはここが今動けなくなっていますねみたいな感じで、より正確に取れると思っております。もちろんこの調書を取った後に、要介護とか要支援とか、そういう介護の専門家につなげられたケースもあると思うんです。この包括の手を離れたケースですね。手を離れたケースに関してはいいんですけど、包括がそのまま持ち続けている案件としては、監督者としてのこういう形で、様子を見に行くということをしてはいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） 実態把握の内容について、例えば聞き取りの仕方というのは、ケース・バイ・ケースではございますけれども、いろんな支援を行う中で困難なケースというのももちろんありますので、そういう場合につきましても、地域包括支援センターの職員と一緒に研修等も実施しながら進めていっております。また、市の職員が重ねて訪問をするというところも、必要に応じてというところで、そういう必要があれば取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の答弁にあった必要であればというところを、もうちょっと踏み込んで、当たり前の業務の一つとしていただきたいと思います。

次に進みます。続いて施政方針の中にあった成年後見制度の中核となる機関設置についてお尋ねします。この機関設置の概略の説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） まず、成年後見制度でございますが、成年後見制度とは認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産管理、具体的には不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなどや、また身体看護、具体的には介護、福祉サービスの利用計画や施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認など、そういった法律行為を一人で行うのが難しい場合に、後見人等が本人に代わって、本人の意思を尊重した支援を行う制度でございます。後見人の申立ては家庭裁判所に行い、後見候補者がいない場合は、家庭裁判所に登録している弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職が選任されます。成年後見制度の中核機関とは、判断力が低下しても、本人の生活や権利を守り、自分らしく地域で生活することができるよう専門職等が連携して支援を行うための中核となる機関で、朝倉市においては、令和6年度に予算化して設置をする予定でございます。

中核機関においては、成年後見制度の利用促進のため、権利擁護支援に関する広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの役割を果たすことを目的としております。

広報機能は、研修や講演会等により、成年後見制度の周知、広報や制度に関する相談窓

口を明確にして、市民や関係機関に周知を行います。

相談機能は、権利擁護支援に関する相談や、成年後見制度の利用に関する相談窓口としての機能と併せて、法律の専門家や成年後見制度に詳しい福祉の専門職が関与する体制を構築します。

制度利用促進機能は、窓口での申立てに関わる相談が行われることで、申立てに関する書類作成、事務の支援を行うとともに、担い手の育成を行います。

後見人支援機能は、後見人選任後、後見人からの相談支援を行います。中核機関が設置されることで、地域の権利擁護、成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理や、司法の専門職団体との連携も図られ、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた専門的判断等も可能となり、制度の利用が必要な人が必要な支援につながることで、安心して生活できるようになります。

令和6年度につきましては、広報、相談から始めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） この機関が設置され、認知症が進んだ方などを対象に成年後見制度の利用が進めば、空き家や耕作放棄地などの不動産がより販売されやすくなったり、農地としてまた再生されることが期待できます。現に市内でも名義人が亡くなったことで、簡単に手をつけられない不動産が多数存在します。この制度を利用するために、名義人が存命中に相続人の有無を洗い出し、成年後見制度を利用することができれば、様々なシーンで、市民にとって、朝倉市にとって役に立つと考えます。この制度を必要とする方に知らせることが重要ですが、どのように周知徹底する予定でしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 成年後見制度について、関係機関や各種団体への説明会や、また一般市民向けの講座を計画しております。様々な機会を通じて、市民や関係機関に周知をしていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 続きまして、市内の孤独死の数についてですが、令和4年度と令和5年度について、それぞれ何人になっていますか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） まず、孤独死という言葉について、法律上の定義がございませんので、明確な統計はない状況でございます。朝倉警察署管内でございます、筑前町、東峰村も含みますけれども、警察が死亡後に関わった65歳以上の独居世帯の高齢者数は、令和5年——これは暦年でございますが、令和5年中が22人ございました。これは、住居に1人で居住している者が自室で1人で死亡した場合、また屋外で病変の発作を起こして病院に搬送され病院で死亡した場合、また体調不良の連絡をして親族等が介護中に死

亡した場合、また外出時等で居住地以外の場所で死亡した場合について計上されたものでございます。数字としましては、令和5年中の22人ということで、令和4年の数字を持ち合わせておりませんけれども、よろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の数字ときれいに合致しないかもしれませんが、孤独死で亡くなられた方の納付すべき税額と、実際に徴収が行われた税額は、令和4年と令和5年、先ほど、令和4年の数字がないということでしたけれども、令和5年ではそれぞれ幾らになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 死亡された方の税金や料金の納付につきましては、法に基づきまして徴収の手続を行っているところでございます。税金の場合は地方税法、または料金であれば各種法律に基づきまして徴収することになりますけれども、死亡された方に代わりまして、相続人の方に納付をしていただくための手続を進めるということになります。また、相続人が確定していない場合につきましては、相続関係人の調査を行いまして、相続人を確定して納付書を送付するという形を取っております。その相続人調査をしている方の債権金額、それから納付済みの金額につきましてですが、令和4年度の債権金額は1,638万9,000円に對しまして、納付徴収金額は834万5,000円となっております。令和5年度につきましては、債権金額1,681万4,000円に對しまして、納付徴収金額は166万7,000円となっております。これは、令和5年度につきましては、現在相続人の調査中、そういったものがございまして、令和4年度と令和5年度の金額の差がでているものと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 先ほどお尋ねした、成年後見制度の中核となる機関が設置され、成年後見制度の利用が進めば、税の徴収もよりスムーズになり、職員の負担も減と考えられます。前向きに進めていただきたいと思います。

続きまして、介護保険制度のスムーズな運用について質問を進めてまいります。朝倉市では、平成18年の合併前の平成17年に行われた国勢調査では、全人口に対しての65歳以上の高齢者が占める割合である高齢化率は25.4%でしたが、それから15年後の令和2年の国勢調査では35.3%となり、15年間で10%増という急速な高齢化が進んでおります。その高齢者が幸せな生活を送れることが、高齢者だけでなく現役世代にも良い影響を及ぼします。

一例ですが、これまで元気に自宅で暮らしていた方が転倒して骨折したり、あるいは脳卒中で入院したケースで考えます。この方をCさんとしします。Cさんの治療とリハビリが進んで、自宅に戻るか施設に入るか、病院側と御家族側で話し合って進める場合、身体状況に応じて介護保険を使うケースが多いと思います。このCさんが介護保険を利用するときに、様々な手続き、段階を踏む必要があるかと思いますが、その流れを御説明くださ

い。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） 介護保険制度を利用する場合ということになるかと思いますが、まず御本人様が入院中であれば、御家族の方などがまずは介護サービス課の窓口に来ていただいて、認定の申請を行います。申請書を出された上で、入院中であれば、訪問調査員が入院先の病院のほうに御本人の訪問調査に伺います。また同時に主治医の意見書をいただいて、意見書と認定調査票が揃ったところで、認定審査会にかかります。認定審査会の中で介護度が決定します。これは、要介護1から5、もしくは要支援1、ないしは2、もしくは非該当という場合もございます。認定が下りましたら、その結果は御本人様のほうに通知をいたしますので、その結果をもって介護サービスを利用したいという場合は、その通知と一緒に——新規の申請の場合になりますけれども——ケアマネジャーと言われる方の連絡先を入れておりますので、そこに連絡をしていただいて、ケアマネジャーと連絡を取って、介護サービスを利用するためのケアプランを作成して、それからサービスを利用するという流れになっております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そこで、Cさんは退院後、できれば自宅に帰りたいと望まれている場合で考えます。Cさんが自宅で生活する上で、食事は御自身でできるのか、お風呂は危険なく入れるのか、入れなければデイサービスを利用するのか、歩行するために手すりが必要なのか、歩行器があればよいのか、担当のケアマネさんは、さまざまなことを考慮して、ケアプランを作成しなければなりません。確認いたしますが、Cさんが介護保険制度を利用する場合、Cさんと御家族の意向に基づき、Cさんを担当するケアマネさんが作成したケアプランにのっとり、Cさんに関わる事業者が集まって、担当者会議を行った日から介護保険が利用できるということでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） その当日からということにはならないと思いますけれども、急ぐ場合はそういう場合もあるかと思いますが、基本的には担当者会議を開いた上で、サービスが開始されます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 介護保険を利用するに当たり、ケアマネさんが大変重要な役割を担っております。退院することが決まってから退院するまでの間に、ケアマネさんは担当者会議に呼ぶ事業者を選定します。Cさんの身体状況と御家族がどの程度Cさんを介護できるか、正確に把握しなければ業者を選定できません。訪問リハが必要なのか、通所リハでよいのか、通所リハビリテーションでよければ、担当者会議には通所リハの職員を呼ばなければなりません。車椅子が必要な場合でも、身体状況を正確に把握しなければ、自走式の車椅子でよいのか、介助式が必要なのか判断できません。ケアマネさんが判断できて

こそ、福祉用具業者に「担当者会議に来るときに介助式の車椅子を持って来て」と指示が出せます。そしてその車椅子は、福祉用具事業者の事務所には僅かしかありません。ケアマネさんから指示をもらった福祉用具事業者は、取引先の卸業者の倉庫に、担当者会議に間に合うように、車椅子を取りに行かなければなりません。そのケアマネさんが、介護保険利用者の状況を正確に知るための資料が認定資料です。その資料は、認定審査会を経て、先ほど御説明がありましたように作成され、市役所が持っているのですが、ケアマネさんが必要になったときに迅速に出せるのが、介護保険の保険者である朝倉市の務めであると思います。かつては、認定資料開示申請書をケアマネさんが朝倉市に提出してから、資料を受け取るのに二、三日かかったようですが、この半年間ぐらいで、次の日には受け取れるようになり、頑張っていると思います。そこでお尋ねしますが、認定資料開示申請書を市が受け取ってから開示するまで、どのような手順を踏むのでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 市では、指定居宅介護支援事業者等への介護認定関係資料の開示につきまして、個人のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、申請があった場合における取扱いについて規定をした要綱がございまして、それに基づき開示をしております。朝倉市においては、申請を受けたら要綱に規定する要件を満たしているかを確認した上で、資料を準備して起案を行い、決裁を受けてから公印を押印し、開示資料を受け取るケアマネジャーの本人確認を行った上で開示をしております。そのため、即時の開示は行っていない状況でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 何名の手を通過するのかという確認ですが、窓口で担当の職員が資料を受け取って、その後、係長が入念にチェックし、そしてさらに課長が目を通して、その上で別の部署で市長印が押されて開示されるという手順なんでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） そのとおりでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 誤解を恐れずに申し上げますが、労働力の無駄だと思います。なぜなら、介護保険の利用者さんが認定申請書を提出する際に、認定関係資料をケアマネさんなどに提示することに同意する署名をしているからであります。ここに申請のときの書類を持っておりますが、介護保険、要介護・要支援認定申請書。これ先ほど課長が御説明された、病院あるいは窓口に来てもらって書いてもらうという書類ですけれども、その一番下に、これを全部読みますと、「介護サービス計画の作成など、介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定、要支援認定に係る調査内容、介護認定審査

会による判定結果、意見及び主治医意見書を朝倉市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します」という文言があり、それに署名をされています、本人が。そして、書類を持ってきたときの確認の方法ですけれども、窓口で受けたこの書類を受理するときの、何をもってその職員は、認定資料開示申請書を受理するのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（吉武尚美君） まず、御本人さんのケアマネジャーさん、契約されている居宅事業所のケアマネジャーさんが窓口の開示申請を持って来られるという場合としますけれども、そのときにきちんとこの方の居宅事業所ですよという届出を出されているということがまず確認ができます。申請の段階というところでは、以上になります。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ケアマネ証を見てからケアマネであることを確認しているということだと思います。適切に申請されているかどうかは、係長か課長のどちらかが目を通せば十分だと思います。まず、受理する内容、受理する担当者がきちんと受理して、そしてその後は、課長か係長どちらかが目を通せば十分だと思います。広域連合を除く朝倉市の周辺自治体では、久留米市、小郡市、大野城市、嘉麻市、日田市で即日発行されております。この辺の手続きが朝倉市の現状よりも簡略化されているのだと思います。朝倉市も簡略化して即日発行するようにしませんか。即日発行できれば、介護保険の利用者さん本人だけではなく、御家族あるいはケアマネさんなどの介護に関わる全ての方の負担を軽減できます。お答えください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 介護認定関係資料は要配慮個人情報でございまして、開示に係る取扱いは厳重に行っているところでございますが、ケアマネジャーの負担軽減についても考慮すべきと考えております。今までも負担軽減について、できるところから見直しを行ってきておりますが、今後も引き続き調査研究し、検討していきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 前向きな答弁ありがとうございます。前向きに調査研究し、前向きに実行していただくようお願いいたします。

続きまして、その認定資料開示申請の受付窓口を各支所に設け、各支所で提示できるようにできないかということです。朝倉市は東西に広く、杷木方面に朝倉市民が利用する居宅支援事業者が、私が知るだけで5つありますが、その居宅から本庁まで書類を取りに来ると、往復で1時間は優にかかります。先ほどから申し上げておりますが、今後ますます高齢化が進み、介護保険制度を必要とする方が増加することが予想されます。スムーズに

介護保険を利用できるようにすることが、利用者本人だけでなく、御家族や介護に携わる様々な事業者の負担軽減につながります。そのような介護されやすく、介護しやすい環境を整備することが行政に求められます。

2つある支所、杷木支所、朝倉支所でも、認定資料開示申請書を提出でき、受け取ることができるになれば、介護の現場の負担は大幅に軽減されます。開示できるようにできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 現在、申請につきましては、各支所でも受付を行っております。そこから使送便で本庁のほうに送っていただいております。開示につきましては、先ほどから申しておりますとおり、介護認定関係資料でございますので、本人の病歴や身体機能や状況、介護の状況、精神症状などの要配慮個人情報でございますので、現在のところは慎重に扱っているところでございます。開示の際は、繰り返しになりますけれども、資料を準備したら、複数人でチェックを行って、決裁を受けて、公印を押して、受け取りに来たケアマネジャーさんに直接お渡しをしているというところが現状でございます。

今後につきましては、ケアマネジャーさんの負担等も考慮いたしまして、さらに今後DXの推進等も考えていかなければならないというふうに考えておりますので、併せて調査研究をしていきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 前向きな答弁ありがとうございます。朝倉市の東隣の日田市では、日田市も非常に広いんですけれども、本庁のほか天瀬などの振興局がありますが、振興局でも認定資料が即日受け取れます。他の市町村でできることが朝倉市でできないとなると、非常に残念なんです、どうしてもできないでしょうか。市長にお尋ねします。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 支所で受け付け、ケアマネジャーに渡すということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）今、部長が答えましたように、内容が非常にその対象になる人の病歴等、今答えたとおりでありますけれども、非常に秘密性を保持する必要があるということで、現在は従来どおりと。そして今から調査研究していくという答弁を行ったところであります。部長答弁のとおり、今後デジタル化を見据えて、そして対応していくということでありますので、この場で私がこうだこうだということは控えさせていただきます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 最後にデジタル化への対応ですが、市として策はありますか。お聞かせください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 現在、情報開示の流れについては、先ほどから申し上げたとおりでございます。今、情報を入手するためには、1回窓口に来られて、2回目受

け取りに来ていただくということになっております。それと、郵便のほうでの特定郵便の申請というのはやっておりますけれども、今後につきまして現在検討していることは、ふくおか電子申請サービスを使用したオンライン申請を考えているところでございます。ふくおか電子申請サービスは、福岡県が行っているサービスで、福岡県内の登録されている市町村が行う行政手続き、各種申請や届出をオンライン上で行うことができるものでございます。事業所は福岡県庁のホームページからアカウントを取得し、必要事項を入力することにより申請ができるようになるため、開示資料を受け取る時の1回のみの来庁となります。また、電子申請サービスには、申請受理、決裁完了等を申請者に知らせる機能がございますので、これを利用することで、事業所が電話で行っている受け取りが可能かどうかの確認も不要となります。

このサービスの運用につきましては、今準備段階でございまして、試験運用を行った上で、居宅介護支援事業所等に周知を行い、開始を予定しているところでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今、部長が述べられました電子申請システムを、もう実行段階に来ておるということを伺っております。ほぼ完成している状況。しかもそれは、外部に委託せずに、市の職員が自ら汗を流してシステムを活用できるようにしたということ伺っておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） そのとおりでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 職員自らが開発したとは素晴らしいことだと思います。誰が思いついたかは分かりませんが、こうすればできるかもしれないという思いを、係長、課長と共有し、最終的に部長、副市長がゴーサインを出したのでしょうか。実に素晴らしいです。

最後に一つお願いがあります。この一般質問を聞いていて、このデジタル化のシステムを使って、こうすれば朝倉、杷木支所でも認定資料を問題なく出せるんじゃないかと思った職員さんがいたならば、そのままにしないでください。実現するために一歩踏み出してください。力を合わせよりよい朝倉市を共につくってまいりましょう。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） すみません。先ほどの、ふくおか電子申請サービスというのは、県のほうが開発をしているシステムでございまして、それに市のほうが取り組んだということでございまして、市の職員が開発をしたということではございませんので、すみません。訂正いたします。

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後零時3分休憩